

○中村座長 おはようございます。ただいまから「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」第6回を開催いたします。

きょうは、非常に朝早くからお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

きょう御出席いただいている委員、関係省庁の方々には座席表のとおりで、若干おくれて来られる方もおられるようですが、村井座長は今回も遠隔から御参加ということで、村井さんは。

○村井座長 村井です。おはようございます。よろしく申し上げます。

○中村座長 おはようございます。よろしく申し上げます。

堀内委員、前村委員につきましては、日本ケーブルテレビ連盟の須田様、日本ネットワークインフォメーションセンターの江崎様にそれぞれ御出席をいただいております。朝からどうもありがとうございます。

野間委員につきましては、この後の御予定のために途中退席をされると伺っております。退席後は講談社の吉羽様に代理出席をお願いしております。

今回は、総合的な海賊版対策について、事務局から説明を受けた後で議論をいただくという運びにしたいと思っておりますけれども、開催に当たりまして、知財事務局長の住田局長から御挨拶をいただきます。

○住田局長 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

きょうで第6回目ということになりまして、大分議論もより深くなってきたのかなと思っております。

前回非常に建設的な御提案も幾つか頂戴いたしまして、きょう、まさにそういったものも含めた総合的な対策をさらに議論していただこうと思うわけでございますけれども、前回、政府の内部でもいろいろ意見があるといいますか、若干ニュアンスに違いがあるというようなことがございましたけれども、その後、関係省庁と、また高いレベルでも議論しております。基本的には、政府として海賊版対策をしっかりとやっていくという方針は共通の方針でありますから、政府を挙げてしっかりとやっていきたいということは共有しております。

もちろんいろいろな論点がございますので、それにつきましては今後ともよく連携しながら、引き続き政府部内でもしっかりとした議論をしていきたいということを考えてございます。

前回に引き続き、きょうもぜひクリエイティブな御議論をお願いしたいと思っておりますけれども、きょうはたまたまかもしれませんが、いろいろ御提出をいただいている資料の中に、若干否定的なトーンであるとか、あるいは攻撃的なトーンのものも若干入っているような気もしますけれども、ぜひクリエイティブな議論をするということにおいては、ぜひどのようにしたらうまくいくのかということをお議論いただければと考えておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○中村座長 ありがとうございます。

報道の方のカメラ撮影はここまでとさせていただきたいと思いますが、早速、事務局から配付資料の確認をお願いできますでしょうか。

○岸本参事官 お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。

きょうの配付資料ですけれども、資料1と2は事務局の資料でございます。資料3以降、資料9まで、また、右肩に「机上配付」という記載のある資料が1種類、そして、もう一つ論文のコピーがございますけれども、こちらの資料は委員から御提出いただいたものでございまして、最後に置いてある机上配付資料は丸橋委員から御提出いただいたものですが、こちらは公開が可能ということですので、会議後、資料番号を付して公表させていただきたいと思います。

一番後ろの論文のコピーにつきましては、林委員から御提出いただいたものでございまして、机上配付の扱いとなっております。

このほか、参考資料1ということで、前回会議での主な指摘事項をお配りしております。

不足等がございましたらお申し出いただきたいと思います。

○中村座長 では、議事に入りますが、きょうは事務局から中間まとめの骨子が提出されています。そろそろ中間まとめの方向に向かいたいということでございますけれども、あらかじめ申し上げておきますと、きょう、取りまとめはいたしません。9月に入ってももう少し議論を重ねたいと考えております。よろしくどうぞ。

事務局から説明をいただいた後に、たっぷり自由討議の時間をとりたいと思っております。自由討議に当たりましては、委員の皆様からもたくさんペーパーをお出しいただいておりますので、その発表もしていただきながら、きょうは皆さんの意見を存分に伺いたいと思っております。

では、最初の議事、事務局資料の説明をお願いします。

○岸本参事官 お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

これは前回、第5回において御説明をさせていただいたものとほぼ変更がございませんので、重複した説明は割愛をさせていただきますけれども、少しだけ修正を施しております。2ページ目、一番下の○のところ、検閲との関係で最高裁判決との関係についてですけれども、少し趣旨を明確化するというので記述を足しております。

また、3ページ目の上から2つ目の○のところですが、こちらも同様に表現の自由との関係性について趣旨を明確化するというので、記述を加えております。それ以外は変更ございません。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思います。

こちらのほうは、これまでの御議論を踏まえまして、中間まとめに向けて盛り込むべき事項ということで、事務局のほうで整理をしてみたものでございます。

「1. インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の現状」についてでございますけれども「○我が国コンテンツ市場の状況」というところから始めてございまして、2007年に最高の水準になった後、それ以降は市場規模が大きく減少しており、その後は厳しい状

況が継続している。

しかしながら、近年は電子配信市場の伸びにより、再び拡大の兆しがあるということ。

この伸びの背景には、さまざまなインターネット環境の高度化が寄与しているということ。

コンテンツ業界においても、コンテンツのデジタル化を初めとするいろいろな取り組みを実施してきたということを盛り込むことを考えております。

その次の「○ビジネスモデルの変化と海賊版対策の推移」ということで、インターネット関連の技術進歩・環境整備の進展、オンライン広告の複雑化・CDN利用の普及などの関連業界のビジネスモデルの変化というものが、侵害コンテンツの流通を容易にすることにも寄与してしまっている。

こうした中、侵害コンテンツの流通対応というのも時代に応じて変化してきており、コンテンツ業界においても、政府などとも連携しながら、個社あるいは業界横断での取り組みを実施してきたということを盛り込むことが必要かと考えております。

「○インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の深刻化」ですけれども、インターネット上における侵害コンテンツの流通というものが、近年急激に拡大している。最近、侵害者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない大規模な海賊版サイトが出現しているということ。それにより、漫画、アニメ等を中心にコンテンツ産業の成長機会というのが大幅に奪われ、転機を迎えていた我が国コンテンツビジネスというのが大きな危機に直面しているということを記載しております。

「○インターネット上の海賊版サイトに対する総合的な対策の必要性」のところですが、高い匿名性を売りにするドメイン登録サービスの登場、オフショアホスティング・防弾ホスティングの増加、CDNの利用の普及など、匿名で大量に侵害コンテンツを流通させることを可能とするインフラが整備され、インターネット上の大規模な海賊版サイトを放置すれば、我が国コンテンツビジネスの産業基盤が崩壊し、今後良質なコンテンツが生み出されなくなるおそれがあるということ。

また、悪質で大規模な海賊版サイトによる被害に対処していくには、一つだけの対策で効果を上げるのが困難であって、複数の手法を組み合わせた継続的な取り組みが必要であるということを記載しております。

その下「2. インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策」といたしまして、まず「○正規版の流通促進」を上げております。

我が国では、音楽、漫画、アニメなどの各分野において、各社がデジタル化に対応するための取り組みを実施していますけれども、分野によっては、大量のコンテンツが複数のプラットフォームに分立して流通している側面もある。

近年、漫画・アニメなどにおいては、中国・韓国等においても優れたクリエイターがあらわれ始めており、中長期的には厳しい国際競争にさらされるおそれもある。

こういった中で生き残っていくためには、日本だけでなく、海外の嗜好やニーズを踏ま

えたコンテンツを生み出すことや、新しい技術を自動翻訳、ビッグデータの分析等に活用して正規版サービスを迅速に構築していくことが必要である。それとともに、漫画・アニメが普及していない途上国においても、海賊版対策とともに啓発活動の展開が必要であるということを記載しております。

その下「○海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制」です。

グーグルなのですけれども、DMCA等に準拠した手続に基づいて、侵害ページの検索結果からの削除を要請するシステムが構築されていて、検索順位にも一定程度反映されている。

他方では、大量の削除要請を実施したにもかかわらず、海賊版サイトのトップページの削除であるとか、サイト全体の検索順位の降格が実施されなかったという指摘も存在しているということを記載しております。

「○著作権教育・意識啓発」のところでございます。

文化庁においては、教職員向けの著作権講習会ですとか、学習者及び教職員向けの教材作成また啓発ポスターの配布などの広報活動を実施しており、今後もこういった活動の継続・強化に期待がされるということ。

また、民間においても、各社の人気キャラクターのイメージ画像・ロゴを活用した著作権に対する理解促進のための呼びかけ等が実施されており、さらなる活動の展開が期待されるということを盛り込むことが必要かと考えております。

「○海賊版サイトへの広告出稿抑制」でございますが、近年、運用型広告市場が拡大する中で、正当なビジネスを行う企業の広告が、意に反して違法・不当なサイトに掲載されるということが国際的にも問題になっている。これまで各社において自主的な取り組みを継続してきたということ。

今般、CODAのほうから広告3団体に対して海賊版サイトのリストの共有を開始し、定期協議の枠組みも開始されたということ。

加えて、JIAAにおきましては、専門委員会が設置され、広告掲載先選定に当たっての業界自主ガイドラインの検討が始められておりまして、こういった取り組みを推進していくことを書いております。

「○侵害コンテンツの検知システムの確立」ですけれども、どのサイトが海賊版サイトか、関係するステークホルダーが認識を共有して、海賊版サイトの認定、リスト管理をしていくための組織が必要ではないか。そういったリストをもとに、検索エンジンへの検索結果からの削除・表示抑制の要請、広告団体・広告会社への出稿の抑制等の取り組みを実施していくことが必要かということで書いております。

「○国際連携・国際執行の強化」のところですが、国外に所在するCDN事業者への差止請求につきましては、現在の裁判実務や手続に鑑みると、差止命令を得て執行していくことは難しいと考えられるものの、試行的に訴訟を行うべきという指摘もある。

CDN事業者へのプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求については、開示請求の対象となる情報の範囲の見直しの可能性についての指摘もあった。

国際捜査共助についての取り組みです。これは以前から行われているところですが、刑事共助条約・協定を締結していない外国・地域も多く、また、現実には国外への捜査・執行にさまざまな制約が存在するという点に留意が必要であること。

そのほか、啓発活動に関する海外政府との協力ですとか、アドフラウド排除に向けた各国業界団体との国際協力については、今後も推進していく必要がある。

4 ページ目でございますが、「〇リーチサイト規制」につきまして、海賊版コンテンツのリーチサイトに対する法規制については、次期通常国会における著作権法改正法案の上程を目指して、引き続き文化審議会における審議を進めていくということ。

「〇アクセス制限に係る措置」でございますが、「アクセス警告方式」による海賊版サイトへのアクセス制限への御提案につきましては、これを受けて具体的な実施に向けた課題の整理、実施のための枠組みの検討・調整が必要ではないかということで書いております。

また、18歳未満の青少年を対象としたフィルタリングについては、改正青少年インターネット環境整備法に基づいて、関係事業者の着実な取り組みを推進していくということ。

その下、ブロッキングに係る法制度整備につきましては、本日資料1の論点整理ペーパーに関する御議論を踏まえまして、記述していきたいと考えております。

一番下ですけれども「〇その他の今後の課題」としまして、著作権を侵害する静止画のダウンロードの扱い、海賊版サイトへの資金流入の状況の確認を可能とする法制度の整備等についても、今後の課題として認識ということで書き込んでおります。

以上でございます。

○中村座長 どうもありがとうございました。

では、自由討議に入りますが、まず、資料を提出していただいている委員の皆さんから御説明をお願いしたいと思います。大変数多くの委員から資料を提出いただいておりますが、非常にありがたいことではございますが、その後の自由討議の時間をできるだけきちんと取りたいと思っております、お一人様3分以内でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

今回は、3分を経過した時点で事務局から1鈴が鳴るということでございます。よろしくどうぞ申し上げます。

では、早速参りたいと思っておりますけれども、資料番号の順に参りましょうか。お出しいただいているのが、後藤委員、宍戸委員、立石委員、長田委員、前村委員、丸橋委員、森委員かと思っておりますけれども、その順に行きたいと思っております。

では、資料3、後藤さんから申し上げます。

○後藤委員 それでは、私のほうから御案内させていただきますが、前回、宍戸先生から御提案をいただきましたアクセス警告方式でございますけれども、対策の一つとして検討を推進していくべき事項だと私は思います。

ただし、私、権利者の立場から考えますと、やはり限界があるのかなと思っております。

ここにございますように、いわゆる違法アップロードされたコンテンツを見たいと希望するユーザーは、それを外すことができる、オプトアウトできる。それにより違法コンテンツが流通することを肯定する制度だけでは、やはり権利者としては承認ができないということでもあります。

そもそも特定のユーザーによるアクセス警告対象の海賊版サイトへのアクセス希望を把握しつつ、変更依頼に基づき、当該海賊版サイトへの接続サービスを提供することも、やはり問題であると思っています。

やはり限界があるのかなというところでございます。

2 ページ目でございます。

やはりブロッキングが必要であるのではないかということで、対策の一つとして制度化していただきたいと思います。

原告・対象サイトでございますけれども、ブロッキングの請求権者といたしましては、著作権者、隣接権者、そして、第2号出版権者でございます。

ブロッキング対象でございますけれども、主として海賊版コンテンツを拡散する目的で開設されており、著作権等を明白に侵害するコンテンツ等が相当数存在するものが認められるウェブサイトであることの立証が必要。

その立証のためには、複数の権利者による共同訴訟の提起が結果的に必要となると想定されております。

当初におきましては、CODA会員につきましてはCODAが取りまとめを行いたい。野間社長や動画協会の石川さん等々とお話し合いをさせていただきまして、当面はCODAが取りまとめをして混乱を防ぎたいと思います。

なお、対象とするサイトは、国内サイトであることが明らかであることを除くということです。

そして、多数のアクセスプロバイダに効果を及ぼす仕組みということで、1社を選びまして、訴訟を提起しまして、裁判所が1社にブロッキングを命じた場合、その他のプロバイダがブロッキングをすることに合理的な理由がある場合には、通信の秘密を侵害しないことを担保する仕組みということでもあります。

ブロッキングの提案につきましては、国民に対する監視社会の到来という危惧が懸念されているところでございますけれども、私も国民の一人としてごもっともでございます。

しかし、私が求めているブロッキングは、我々権利者が権利行使をしても対処ができなかった、例のMIOMIOですとかAnitubeなどの海外の海賊版サイトに限定して行使するものでありまして、のべつ幕なしに行使するものではありません。限定されたものでございます。ついては、国民から広く理解を得られるものではないかと思っています。

ブロッキングと、大切なことはやはり教育でありまして、法に裏づけられた権利行使を教育によってフォローしていきたいと思っています。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

では、続いて資料4は宍戸さんですね。お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。

まず、中間まとめ骨子（案）におきましても、今、後藤委員からお話がありましたけれども、アクセス警告方式について、非常に丁寧な御検討、御関心を持っていただいたということに感謝を申し上げたいと思います。つきましては、通信事業者の方々、通信側あるいは技術者の方におかれましても、この問題、これがいけるかどうか、あるいはどういう方式が現実に具体的にあり得るのか、その課題等について、ぜひ御提案や御議論を深めていただければと思います。

そういった点で、今回、資料4ということで補足資料を提出いたしましたけれども、これはぜひお読みいただいて、また後で質疑があれば御意見をいただくこととして、少し離れたことを申し上げたいと思います。

今、後藤委員からお話がありましたように、最終的に特定のユーザーによるアクセス警告対象の海賊版サイトへのアクセス希望を把握しつつ、結局、接続サービスを提供するというは、ISPは何をやっているのだというお話になるのだろうと思うのでありますけれども、ここに本来ブロッキングの法制化をするときの最大の問題であります請求権の立て方、具体的に言えば、ISPに対して権利者が請求権を持つ場合の理論的な根拠は何であるのか、あるいは要件、手続は何であるのか。そもそもISPがインターネットの世界においてどういう位置づけを持つのかという根本的な問題がここに提示されているわけでありまして。

ここについて、とにかくブロッキングありきということで議論をすっ飛ばしてやりますと、情報流通の媒介者一般について、前も申し上げましたが、取次でありますとか、書店でありますとか、図書館でありますとか、そういったところにもいろいろな情報流通をとめる責務があるといった議論になりかねないわけでありまして、繰り返しになりますが、ここについては慎重な検討をお願いしたいと思います。これが1点でございます。

もう一点は、中間取りまとめ骨子（案）は、非常に一生懸命苦勞して、事務局においてお書きいただいていると思いますけれども、3点申し上げたいと思います。

1点目は、やはりインターネット上の世界において、通信の秘密というものにきちんとコミットしつつ、同時に著作権者の正当な利益を実現する。その両方、どうやって二兎を追っていくべきかということについて、この場できちんとしたコミットメントをいただいて、そのグランドピクチャーを最初の共通認識として書き込むべきだということでございます。

ややもすると、通信の秘密ありきで著作権者の正当な利益を切り捨てるとか、逆に、通信の秘密の利益あるいはインターネットアクセスの利益というものを完全に切り捨てるような議論がこの研究会の外であるような気がいたしますけれども、そういうことでなくて、両者をどうやって調和させていくかということで、これは世界のどの国でも、アメリカでも、ヨーロッパでも、あるいはEUの昨今の著作権指令改正の挫折においても見られるとこ

ろでございますので、言わば日本はそれを先導する形で取り組んでいくのだという絵が必要ではないかということでございます。

2点目は、それを受けて、アクセス警告方式のときはそうでございますけれども、民間において、権利者、IT側のきちんとした話し合いをする場をつくるべきだということ、ぜひ書き込んでいただきたい。

3点目は、相互の方策について、それぞれが個別に意義と限界を書いていますけれども、有機的に結びついたときにどういう絵になるか。これもぜひ御検討、記載をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

続いて立石さん。

○立石委員 プロバイダ協会の立石です。

資料5です。時間がないのでざっと読むだけにしますけれども、前回OP53Bの話が出ておりましたけれども、OP25Bもそんなに簡単にできたわけではなくて、何年もかけてやっています。

最大の問題は、OP53Bをやってしまうと、基本的にインターネットに接続できなくなる。その上で、今、1億何千万ユーザーがいますけれども、場合によってはかなりの数に対して手当をしなければいけない。

ここに書いてありますけれども、インターネットに接続できない以上、リモートサポートというのはできませんので、現場に行って設定変更するというところ等々をやらなければいけなくて、かかる費用は莫大になります。

最後に書いてありますけれども、フレッツができたときに、IPv4とv6のDNS変換、これはフォールバック問題というのですけれども、これはコマ何秒という話で大もめにもめています。それに比して53Bなどという本当に話にならないぐらいの莫大なものになりますので、それをどうするかということについて、もう少しちゃんと整理をしてからお話をしたい。

それと、前回のエビデンスに基づく議論というのがありましたけれども、どう考えても、やはりインターネットの接続に関する正しい知識がある上で語られるとは思えません。前回申しましたけれども、指の先から血が出ているのに心臓動脈をとめてしまえという話としか私には思えない。

それから、やはり半年で3000億という被害金額がずっとひとり歩きしていますけれども、年間4000億の市場が半年で3000億というのも、客観的に見てどうなのだとすると、普通の人は、どうなのだろうね、信用していいのかという話になると思います。

前回の話で一番気になるのは、やはり総務省さんの発言の後、「今後のネット社会のあり方として、監視の方向に進むのか」ということで、これは当然の話をしただけなのですが、これがこの時期に出てくるのはおかしいというのはどうなのか。

インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話の話とか、ここに書いていませんけれども、ヨーロッパとの話、GDPRとの話、いっぱい出てきますけれども、自由にオープンなデータ交換をしましょうと言っている中で日本だけ逆行するのか。

それから、政府一丸となっていくということ自体には、いろいろな工夫を含めてやるということ自体は問題ないと私は思うのですけれども、やはり少し薄気味悪さを感じます。大政翼賛的なにおい、きな臭さを私は非常に感じますので、危機感を覚えます。

全般的になのですけれども「接続遮断は直ちに違憲となるとは限らない」というのは、理論的にはそうなのですけれども、いろいろな弁護士の先生、宍戸先生、森先生からも、それはなかなか難しいという話の中で再三繰り返されるのはどうか。この会議は、ブロッキングありきで進んでいるようにしか見えなと思います。

時間がないので最後です。我々として何ができるのかという話なのですけれども、広告業界の人にこれを言うと卒倒されそうなのですが、欧米では、アドブロックオンというのをブラウザにのせるという形でかなり普及しています。半数以上という話もあります。これとフィルタリングを組み合わせることで何かできないか。技術的なことに関しては時間がなかったのですけれども、次回ぐらいで御説明させていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 では、次、長田さん、お願いします。

○長田委員 ありがとうございます。全主婦連の長田でございます。

資料6が2枚ございますけれども、1枚目は、私どもと主婦連合会さん御一緒の連名で、ブロッキングの法制度整備に反対しますということで書かせていただいています。

同趣旨で全国消団連からも意見書が出ております。

先ほど資料2の説明の中で、ブロッキングのことについては資料1についてのきょうの意見をまとめたところで書いていくというお話がありましたけれども、資料1の論点のところ、ブロッキングについては法制度整備自体に反対するということを1回目で申し上げたと思いますし、そういう御発言もあったと思いますけれども、そのことがきちんと明確になっていないこと、それから、ブロッキング自体に限界があるということもたびたび御発言があったと思いますけれども、その記述が不足していること。

また、現在、海賊版サイトへのアクセス自体が違法ではない状態の中で、アクセスをブロックすることは通信の秘密との問題にならないという御発言が、そのままずっと残っていることなどを考えまして、きちんと団体としての意見を申し上げておいたほうがいいかと思っ提出をさせていただいています。

私どもの団体で申し上げますと、創立66年を迎えておりますけれども、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、戦争中に婦人会というのは、地域婦人会として銃後を守るという形でさまざまな活動をしていた団体がございました。解散命令が出たり、いろいろございまして、戦後新たに生まれ変わって、自分たちできちんと学んで、いざというときには自分たちの意見が言えるようにしていきたいということで、ずっと活動を続けてきて

います。

その中で、私どものところで代々大事にされていることが、表現の自由、通信の秘密というか、自分たちの意見がきちんと言えるということ、そこが守られているということで意見をずっと申し上げているところで、その観点から申し上げまして、海賊版サイトを撲滅させたいという気持ちはみんな一緒です。ただ、その手法、ブロッキングについては反対をしたいと思います。

それ以外、例えばフィルタリングを大人にも普及していくということとか、我々でできることは一生懸命やっていきたいと思っておりますけれども、まず、現在ある法の中でできることをやっていって、その効果を見ながらということで、何か法制度をしなければいけないかどうか、たとえあったとしても、そこではブロッキングという手法でないのではないかと考えているということで、改めて文書を出させていただきました。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

続いて前村委員の代理の江崎様。

○江崎委員代理 どうもありがとうございます。

まず、先ほどの長田委員の御発言、宍戸委員の御発言に関しまして、大変賛同の意を表させていただきます。

前回の資料4がブロッキングに特定したものであったことも含めまして、今回ブロッキングに関するコメントをさせていただきます。

まず、ブロッキングとフィルタリングというのを明確に区別、識別する必要があると考えます。

フィルタリングは、ネットの利用者に実施の許可を含む選択肢という自立性と自由を担保することができます。

一方、ブロッキングは、エンドユーザーによる選択権は存在していません。すなわち、エンドユーザーの自由を奪うということになります。これは前回、総務省さんがおっしゃった通信の自由ということにも関連するポイントで、非常に重要なポイントだと考えております。

さらに、このポイントは、実は2年前のG7伊勢志摩サミットにおいて、我が国からフリーなインフォメーションフローの確保が、これからのデジタルエコノミー、グローバルエコノミーにとってとても重要であるということ、我が国のリーダーシップのもと宣言しているということも十分考慮した上での施策である必要があるということ、やはりブロッキングはやるべきではないという結論に達するかと思います。

さらに、実はいろいろな方に御質問をしたところ、もし、ブロッキングが行われた場合には、ISPとしてのDNSを動かすインセンティブが非常になくなる。非常に手間がかかる。しかも、ミスが起こったときの責任に対する問題を考えるに、もうそれをやめたいという方が複数いらっしゃるということをお聞きしております。

さらに、実際のフィールドにおいては、既にDNSブロッキングを開始するような方法はたくさんあって、青少年を含むユーザーが利用可能になっているし、実際に動いているということを確認しております。

また、今回の資料の2ページ目には、トルコにおいて起こったDNSフィルタリング、OP57Bにおいて何が起こったかということの詳細に御報告させていただきました。前回の勉強会の際に正確に御報告できませんでしたので、今回お話をしております。これが非常に大きなポイントとして入ってきます。

もう一つ、完全なブロッキングをやるため、あるいは特にパブリックDNS等と連携したことをしようとする、やはりグローバルでの全世界レベルの協調が必要になってくるといことを鑑みますと、そういう総合的な施策をやらないと、やはり我々の自由が奪われていくということになるかと思えます。

すなわち、自由がインターネット及びデジタルエイジにとってとても重要なものであるということは、G7サミットでも申しております。

利用者との会話あるいはDNSコミュニティとのコンセンサスの形成なしに、政府の指示・命令で、しかも、特定の産業のために、この自由、インフラストラクチャーを政府が容易に奪い取ることが可能な施策を行っていいわけがないというのが私どもの意見でございます。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

では、丸橋委員、お願いします。

○丸橋委員 資料8と机上配付資料について、若干のコメントをします。

ブロッキングありきの議論については、これまでの皆様の言うとおりの、結局、全体を見まして総合的な海賊版対策が必要だというのは、単なる前置きにすぎずに、結局ブロッキングのみにこだわる意見を崩していないブロッキング推進派の委員の方が多いことを憂慮しております。

それが事務局資料にそのまま反映されるということについても問題だと思っています。一度正常な事務局運営にしてもらいたいと思います。

冒頭「攻撃的なコメントが多かった」という局長の話がありましたけれども、攻撃的なのはブロッキング推進派の方々に、我々はディフェンスをしているだけです。

エビデンスベースの必要性についても、もう幾つか既に指摘があったかと思えます。指摘がないうちで一言申し上げたいのは、2号出版権、電子出版権に基づいてブロッキングをしたいという話が本日もありましたけれども、本当の権利者はどこに行ったのか。権利者の皆様をまとめることができずにブロッキングをやるというのは、言語道断だと思っています。

机上配付資料についてですけれども、これを見ていただくとすぐおわかりになると思うのですが、日本の通信の秘密は決してガラパゴスでないし、欧州のeプライバシー指令を

改正するeプライバシー規則（案）については、さらに通信の秘密の欧州加盟国での徹底を図っているという証拠になると思います。

以上です。

○中村座長 では、森委員。

○森委員 ありがとうございます。資料9に基づいて御説明をいたします。

私もほかの委員の方同様ブロッキングの法制化に反対するという立場から、特に立法事実とされていることは、ブロッキングを法制化すべき理由のことを法律用語で立法事実と言いますけれども、これについて疑わしいところがある。そのことをお話ししたいと思えます。

あわせて、丸橋委員からも御指摘がありました。事務局の進行の仕方にも重大な疑問がありますので、それについても申し上げます。襟を正して聞いていただきたい。

まず、2枚目の「世界42カ国」は本当かというお話をいたします。

これが非常に大きな立法の必要性になっているわけですね。先進国のほとんどでやっているから日本もやるべきではないかということですが、それが本当かという話です。

おめくりいただきまして、裏の点線囲みのところは全てほかの資料からの引用です。

8ページになってしまっていますが、その下の「（参考）諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況」は、事務局の1回目の資料ですが、ここから引っ張ってきたものを2枚目の裏に書いてあります。「2017年9月現在、世界42カ国で導入されている」。

それから、イギリスの法令上の根拠の話ですが「EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの」。EUで情報社会指令というものが加盟各国に対して出ていて、そこでブロッキングを法制化しろという指令なので、それに対応してイギリスがそういう法制度をつくっているという御説明が、第1回の事務局資料です。

このページの下のところ、緑の四角囲みですが、第3回、今村哲也准教授による資料というところで、これも同じことが書いてあるのですが、より正確になっていて、情報社会指令2003年第8条3項を実装するために制定。なるほど、そうですかと勉強になりました。

おめくりいただきまして事務局の資料なのですが、42カ国というのは、事務局の資料の右下、小さくて申しわけありません。右側に世界のいろいろな国の旗と42カ国が表になっています。2列目に国名が書いてあって、一番右の列が黄色くなっているところが実績のあるところ、黄色くないところが実績のないところです。

そして、横ですね。行の中が水色になっているところがEU28カ国ですね。このEU28カ国は全部この42カ国に入っているということです。

その裏、6枚目のスライドです。これはEUの28カ国だけを抜き出したものです。EU加盟国28カ国の中で、グレーがこれまで実績のないところです。実績のないところが28カ国中15カ国あります。

次のスライド、最後です。

42カ国のうち28カ国はEU加盟国です。EU加盟国28カ国のうち15カ国は今日まで実績なし。

私が問題にしたいのは、情報社会指令が2003年のものだということですね。したがって、15年間実績なしの国が15カ国です。

私は著作権のことは知りません。ましてや外国の法制度のことは知りませんが、これらの国が、本当に著作権者がアクセスプロバイダに対してブロッキングを求めることができるという規定を持っているのかということは、甚だ疑わしいと思っています。

実際には、これらはホスティングプロバイダに対して削除を求めることができるという規定であったり、仮にブロッキングを求めると書かれていたとしても全く空文化していて、そういったものをブロッキングを実施している国に入れて数えてはいけないのではないかと考えています。

とりあえず、以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

資料をお出しいただいたのは以上でございまして、ここからさらに皆さんからの意見をお聞きしたいと思いますけれども、皆さんの意見を伺っていて少し私が感じたことが2、3点ありまして、1つは、賛成意見の方も反対意見の方も、かなりグラデーションがあるなという状態だと思います。

ブロッキングについて賛成という方も、無条件賛成という方はおられなくて、いろいろな条件のもとでの賛成だと思いますけれども、一方で反対という意見もまだここにある。

この議論の中では、ブロッキングありきという議論は、全くこのとおりにされていないということだろうと思いますが、結局きょう事務局からも中間まとめ骨子（案）というものを出示していただきまして、これをどのように整理していくのか、皆さんがこれをどう書き込んでいけば総合対策になり得るのかということ論議していただきたいと思っています。

もう一つは、宍戸さんがおっしゃったことに私も同意でありまして、通信の秘密の保護と知財という問題の両者をどのように調和させていくのかといった大きな考え方を、前文になるかもしれませんが、そこにちゃんと書きこんでいく必要があるだろうと思います。

私は、漫画・アニメ大国である日本が、海賊版に対してこのような対策を講ずるということ国際的にメッセージとして出し得るものにしたい。逆に言うと、この措置が海外から見てどのように見られるのかということも考えながら書き込む必要があると思っております。

そうした中できょうの議論ですけれども、事務局の中間まとめ骨子には、措置として8、9項目並んでいますが、それに不足する対策はあるのか、あるいは不足する論点はあるのかというのが第1。これは余分でないかということもあれば、それもあるかもしれません。

皆さんにきょうお出しいただいている論点というのは、その中でもほぼ2つに限られて

きていて、1つは宍戸さんがお出しになったアクセス警告方式というものをどう扱うか。それから、多くの方が意見を出されたブロッキングの法制化をどうするかというところに絞られてきたかなと思っております。

では、これまでどおり札を立てていただいて、御発言をいただければと思いますけれども、まず、1巡目に行きたいと思います。

川上さん、お願いします。

○川上委員 今回提出された資料の中に、明らかに私宛てのものとか私宛ての発言も多かったと思いますので、3分を超過すると思いますけれども、御容赦ください。

まず、立石委員の資料についてコメントをさせていただきます。

○江崎委員代理 ルールは守るべきだと思います。

○川上委員 でも、これは私宛ての議論ですよ。

○中村座長 余り長くなるようだったら2回目ということでも結構です。

○川上委員 はい。

立石委員のものなのですが、OP25Bの環境整備は非常に時間がかかったということなのですが、逆に言いますと、既に手順のフォーマット、やり方などが確立しているということですので、OP53Bの同意は容易であるということを改めて立石委員から説明いただいたと解釈いたします。

それと、インターネット全体が利用できなくなるというのは、少し補足が必要だと思うのですが、要するに、デフォルトのDNSサーバーをインターネットプロバイダ以外のものに設定しているユーザーに限った話です。これは実際には非常に少ない。

そして、いろいろなトラブルが起こると書いていますけれども、私はそこまで大きな問題が起こると思いません。そもそもメールサーバーと比べてDNSサーバーというのは、そんなに複数設定するメリットがありませんので、複数外部のものを使っているユーザーがそもそも少ない。

あと、意見書で指摘されているような問題が起こるとしたら、固定IPをもらっているユーザー、企業とかに関してだと思うのですが、そういう場合はOP25Bも同じですが、普通はブロッキングの対象からは外れて運用されているプロバイダが多いと思いますので、そもそもここら辺に書かれていることは当てはまらないと思います。

立石委員はインターネットに関する正しい知識に基づく議論ということをおっしゃっていましたが、この意見書が実際にそうなのかなということに少し疑問を持っております。

Public DNSに関しては、国際的な大問題になるという批判をされていますけれども、そもそも各国のユーザーに対してアクセスする業者は、その国のルールを守るべきだというのは、EUのGDPRとかを見ましても、むしろ世界の趨勢、潮流ではないかということコメントさせていただきます。

次に、これは前村さんの資料ではないのかもしれないのですが、JPNICさんの資料に

ついて。まず、際限なきブロッキングみたいな御批判がされております。そもそも海賊版サイトや違法ダウンロードする側はブロッキングを回避してよくて、ブロッキング側は対策してはいけないというのは、理屈が通らないと思います。インターネット技術は進化するものですから、永遠に有効な方法はありませんということをご前提とすべきだと思います。

回避しにくい効果あるブロッキング手法というものを行えば、ブロッキングの連鎖は最低限にすることができると思いますので、そのための議論にJPNICさんも御協力いただきたいと思います。

カジュアルユーザーの閲覧防止と言いながら、なぜ高度なブロッキング手法を次々と提案するのかとか、そういうことを書いていますけれども、第3回の会議のときに、立石さんと前村さんのほうが、ブロッキングは効果がないということをご明言されていたのですね。そもそも御自分たちで最初にブロッキングは効果がないというものを明言されていたながら、効果があるブロッキング手法が提案されると、それはブロッキングの連鎖だと批判するのはいかがなものかと思ひます。

しかも、0P53Bというのは、前村委員の第1回の会議の資料にも、立石委員の第3回の会議の資料にも書かれています。つまり、お二人とも、実はこれは有効な手段であるということをご認識されているわけですね。そういうことを御指摘させていただきます。

○中村座長 1回目はその辺で。

○川上委員 もう一点だけよろしいですか。

○中村座長 はい。

○川上委員 前村さんがトルコの件について書かれていますのですねけれども、このトルコの件というのは勉強会のほうで提出された28ページの英文資料の中に1ページしかない、なぜDNSブロッキングがだめなのかということを書かれているページに書かれている例だと思うのですねけれども、これは日本の例には当てはまりません。これは通常のDNSブロッキングでなくて、Public DNSサーバーを偽る仕組みが導入されているからであって、そもそも仕組みが違います。

もう一つ、トルコの場合は、ツイッターの言論統制、政府批判の抑制のためにやったものですねけれども、今回議論されているのは海賊版サイトの対策です。海賊版対策は、ヤフーですとかニコニコのユーザーのアンケートでも6割以上が賛成していて、大体2割が反対しているということで、国民の肌感覚ではそもそも同意がとれているものですね、全く比較にならないということをご指摘させていただきます。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

瀬尾さん。

○瀬尾委員 時間が限られているので、珍しく自分で少し書いてからしゃべります。

最初に、正しいとか正しくないというのは、例えばサイトブロッキング一つをとっても両方あります。それは違憲である、ない、こういう実証もあるのですねけれども、これはそ

それぞれの立場で両方とも正しいということをお互いで認め合わないと話にならないということが一つ。

次に、サイトブロッキングありきと言いますけれども、私はサイトブロッキングありきだと思います。ただし、それはサイトブロッキングだけでなく、全てのことありきです。全てのことがありきでないといけない。サイトブロッキングだけありきではいけないと思いますが、このありきということについて言えば、最初から申し上げているとおり、サイトブロッキングも排除すべきでなく、検討すべきだと思います。

それから、例えば海外で数十カ国やっているという話がありますけれども、これについても数十カ国で行われているからやるとか、日本しかやっていないからやらないとかでなくて、日本だけでもやらなければいけない法制度はあるし、数十カ国がやっても日本に合わないものはある。ですから、これはあくまで参考であって、周りで横並びにする必要は全くないと思います。日本がこれからアジア、コンテンツをつくる国々のリーダーシップをとれるような指標をつくれればいい。

もう一つ、ここからは私の意見として申し上げますと、サイトブロッキングの主体というのが、今回政府の閣議決定がありました。政府がサイトブロッキングの主体であるべきでないと思っています。やはり民間がやるべきであるし、そのために、この前も申し上げましたが、運用が大事です。たくさん方法があって、それをきちんと選択して、組み合わせ、最大の効果を得られる運用に全てがかかっている。方法論ではないのです。方法論は、幾つあってもだめなときはだめなのです。その主体をつくることの重要性が、まともにも表に出ていない。

そして、その主体になるべき組織は、今、反対を唱えられているISPの方たちの参加が不可欠なのです。権利者だけではだめなのです。そこできちんと公平な運用をして、最適なものをやって、最後、仕方なければサイトブロッキングをやればいいたろうし、または最初からやらなければいけないシチュエーションもあるかもしれないけれども、そこで公正に考えていただいて、いい知恵を出していただくという組織と運用が非常に重要だと思います。

もう1つ、ISPの皆さん、反対されている皆さんに申し上げたいのは、もう少々権利者と同様の当事者意識をお持ちいただきたい。これを撲滅するという強い意識をお持ちいただいて参加いただきたい。これは少し弱いように私は感じます。

ここで2つのサイトブロッキングに絞ったテーマで対立をして、全体の議論が進まないことで得をするのは、違法の開設者のみです。今、我々がやっていることは、違法利用者に対して利することをしている議論だとすれば、そんなものは即刻やめて、これからの日本の指標をちゃんと一緒になってつくっていく方法を考えましょうよ。そのためには組織が必要だし、CODAさんは頑張っていらっしゃるけれども、CODAさんを発展的に大きくして、権利者利用者が入った民間運用ができる組織をつくってもいいではないですか。その中で、このたくさんのオプションを使いましょうよ。そのために制度づくりも始めましょう。

そういう議論をしていただきたいし、まとめについては、正規版流通と組織の設置については、まず先に、前の段階として書き出していただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

山本委員の札が立っています。お願いします。

○山本委員 最初に、先ほどの座長の本日の議論の対象の説明についての御質問ですが、私自身は、資料2については特段のコメントはありません。資料1について若干のコメントをしたいのですが、これは議論の射程に入っていると理解してよろしいでしょうか。

○中村座長 もちろん。

○山本委員 それでは、資料1について3点、純粹に手続法の観点からのコメントです。

まず、6ページの「(ブロッキング請求権の行使に係る裁判手続)」の中で、非訟事件とする場合の問題点について2つのことが指摘されていますが、その最初のポツの点で、法律上の争訟との関係で問題ではないか、憲法上の整合性が問題になるのではないかという御指摘です。

私自身、十分理解できているかどうかわかりませんが、非訟事件というのは、私の理解では、そもそも裁判所法3条が定める法律上の争訟の例外に当たるものとして構成されているのではないかと考えておまして、また、実質的に見ても、他の非訟事件、後見開始の審判とか、失踪宣告とか、今回のブロッキングというのはそういうものと実質的な性質がそれほど大きく変わるものではないように思われまして、現在の家事事件手続法等のそれらの裁判が憲法違反でないと言われていたとすれば、非訟事件としたことによってこれが直ちに憲法違反になるということは、私にはやや理解できないということです。それが第1点です。

第2点は、8ページの下から2つ目の○で、権利者の側でブロッキングの方法を請求として特定しなければならないのではないかという御指摘で、原則はそのとおりだと思います。

ただ、現在の民事訴訟学においては、最終的に達成される状態、本件の場合には、利用者が一定のサイトにアクセスできなくなるということだと思いますが、その状態を請求して、それに至るルートが複数ある場合には、そのルートを債務者に選択させるという形での差止命令というのもあり得るのではないかという議論がされており、下級審の裁判例などでは、例えば公害の騒音防止などでは、そのような差止命令、請求の特定を認めた例もあると承知しております。

我々は、これを抽象的差止命令と呼んでおりますが、そういう可能性を考えると、これが直ちに我が国の裁判法制との整合性を欠くとまで言い切れるかということについては、やや疑問があると思います。

最後ですが、10ページの(8)のところで、多数のアクセスプロバイダに効果を及ぼすための仕組みについて幾つかの選択肢が掲げられております。

その下にある○を見ると、何となく任意的訴訟担当的なものについては実効性に問題があり、非訟手続等であれば実効性があるという整理になっているように思います。それはそのとおりである面はあるのですが、他方で制度のつくり方としては、プロバイダの任意に委ねるほうが制度的なハードルが低いことは確かで、非訟手続のように、いわゆる対世効、全ての人の関係で裁判の効力を及ぼすというのは、網羅的な規制あるいは一般的な規制になることは間違いのないところなので制度的なハードルは高い。

他方で、そのアクセスプロバイダの任意に委ねても、これまでの御議論では、相当数のプロバイダがそれに参加すれば実効性は一定程度担保できるという御議論もあったように思いますので、そういう意味では、ここの整理の仕方についてはもう少し工夫をしていたく必要があるのではないかと思います。

私からは以上です。

○中村座長 どうもありがとうございます。

福井さん、お願いします。

○福井委員 ありがとうございます。

皆さん、いかに他の利益への悪影響を抑えつつ、いかにしっかり海賊版を抑え込むかという目的は、共有できていると思うのですね。ただ、やはりつい疑心暗鬼に陥るといふか、この人は手段が目的化していないか、ためにする議論でないかという意識に陥りがちです。そういう意味で、やはり客観データというものは重要だと思うのですね。客観的に効果がないことのために頑張ってみてもしょうがないし、逆に効果があることだったら、それは率直に認めるべきだと思うのです。

その意味で、前回示されたアクセス遮断において、6割から8割、海賊版へのアクセスが減ったというデータは、インパクトは確かにあった。しかし、その内容の検証というものはしっかりやるべきだと思います。

また、こういうことを考えると、やはりパッケージでの対策というのは本当に重要だと思うのですね。提起されたさまざまな手段は、どれも有望だと思うのですけれども、どの手段を誰がどんなスケジュールで実施するのか、その効果をどう検証するのか。このことは、仮にアクセス遮断が導入されるとしても、されないとしても重要だと思うのです。

私は、最後の手段としてのアクセス遮断制度には賛成ですけれども、仮に導入されないのだったら、他の手段が重要なのは言うまでもありません。また、導入されるとしても、他の手段が有効に効いているならその発動は遠のくはずですから、やはり重要です。

この意味で、広告出稿のガイドラインが示されましたけれども、その進捗。それから、効果がないと言われたアウトサイダー対策を今後どうしていくか。

さらに挙げていくと、発信者情報開示請求の対象を拡大と言われたけれども、それは議論が進むのか。瀬尾さんがおっしゃった侵害対策主体は非常に重要な議論だと思います。国際司法共助は、大事ですねだけでなく、どう議論を進めていくのか。宍戸先生からの指摘もあった民間での警告あるいはフィルタリングを実際にどう進めていくのか。立石さ

んに挙げていただいたアドブロックも興味があります。こういうことの実効的なスケジュールと検証についても、ぜひまとめにも入れていただきたいし、今後も議論していただきたいと思います。これは官民ともにということです。

ありがとうございました。

○中村座長 林さん、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

先ほど、宍戸先生からも整理していただいたように、通信の秘密が尊重されるべき原理であることについては、疑いがないところではありますが、それは財産権の保障などのほかの価値に当然に優先する原則ではなく、比較衡量、利益衡量の対象になる原理の一つであって、解決すべき問題は、これらをどのように衡量すべきか、バランスをとるかという点にあると考えられます。

こういった考え方自体は、先ほど宍戸先生からも御指摘いただいたように、恐らく憲法学者の皆様においても共有されているものと思っております。

また、宍戸先生御指摘のサイトブロッキングの裁判上の請求権の根拠などにつきまして、先ほどの山本先生に整理、御指摘いただいた点も踏まえまして、法整備論点整理（案）をバージョンアップして、次回の会議では、ぜひ具体的な議論を進めていくべきだと思っております。

本日、資料として「通信の秘密の数奇な運命（国際的な側面）」という高橋郁夫先生の論文を提出させていただきました。この点について補足説明したいと思います。

前回、8月24日に上野先生から御指摘があったように、平成24年に当時の川端総務大臣がヤフー株式会社によるメール解析について、通信の秘密との関係で、立法措置によらず4要件のもとで許容範囲にあると述べられました。

メール解析というのは、目的、対象となる通信、性質、知得の対象、いずれの点からしても、まさに通信の秘密の重大な侵害と言うべきものではないかと思いますが、これについて、4要件のもとで個別同意が存在するから通信の秘密の侵害とならないという見解がとられているようです。

私は、サイトブロッキングはあくまで法整備をして臨むべきだと考えておりますけれども、また、このメール解析について、この要件が現実に履行されているのかは少し疑問に思っておりますけれども、仮にこの程度で個別同意が成立するというのであれば、サイトブロッキングにおいても同様の手法を採用して、法的措置をとらずに導入する余地すらあるのではないかと考えられます。

他にも、総務省において、通信の秘密を柔軟に解釈されている場面もあります。8月24日に、宍戸先生から資料11-2「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会第一次とりまとめ」を提出していただきましたけれども、27ページで「手段の相当性」について、この対策で侵害される通信の秘密は、IPアドレス及びポート番号のみであり、これを機械的・自動的にブロックする程度であるから、その確認結果を

本件対策以外の用途で利用しない場合であれば、通信の秘密侵害の程度は相対的に低いと
言うことができるとして、「正当業務として違法性が阻却される」と整理されております。

このように従来議論というのは、電気通信事業法では通信の秘密については4条のシ
ンプルな条文しかなく、正当業務が法律上明記されていない。この点、各国法を参考にも
っと充実させるべきだと私は考えておりますけれども、そういう4条だけしかない中で、
それでは不都合な場合が生じるごとに、原則に対する例外を個別的に検討し、解釈により
認めて来ておりました。

しかし、通信の秘密を考える上では、先ほど御紹介した高橋先生の論文の25ページにお
いては、真ん中の段落の「また」以下のところで著作権侵害のサイトについて書かれてい
ますけれども、原則・例外ではなく原理間の比較衡量としてとらえ、その場合、海外から
の通信であることが1つの要素として考慮され、我が国の法のもとにおいても秘密として
保護が保障されるものでなく、ブロッキングなども可能になるものと考えられるという意
見がありますので、そういった意見も資料として入れていただければと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ここまでで札を上げておられる1巡目の方が終わったかと思っておりますので、もし、よろし
ければ、これから2巡目に入っていきます。

では、江崎さんから。

○江崎委員代理 どうもありがとうございます。

まず、資料2の内容に関しましては、総合的な対策を行うことには大賛成でございます
が、ブロッキングに関しては削除すべきだというのが我々の意見です。

それから、座長のほうから「調和が重要だ」とありました。そうでございますが、前回
の総務省さん、今回の長田さんの御意見にありますように、優先度というのも非常に重視
すべき問題だ。その上での調和が必要であるという観点でいけば、資料2のブロッキング
を除く部分に関しては、いろいろなISPの方のお話を聞いても、賛成であるという御意見を
いただいております。

OP25に関して言いますと、既に587番ポートを使った回避の方法が一般化しております。

ISPの参加が不可欠である。まさにそのとおりでございます。これは関係する人たちが
ちゃんと参加しなければ効果はございません。したがって、それに必要な会話のチャ
ネルをつくること、ちゃんとしたコンセンサスをつくることが大変必要でございます。そ
れなしに行った場合に、先ほど申しましたように、ISPのDNSオペレーションはやめたいと
いう方が既にいるということをお聞きしていることをもう一度御認識いただければと考え
ます。

以上です。

○中村座長 1巡目の上野さんが札を立てておられるので、お願いします。

○上野委員 ありがとうございます。

宍戸先生の御報告に関しまして、1点コメントと、1つ質問をさせていただきたいと思
います。

アクセス警告方式に関しましては、前回申しましたように法改正なしにできるというこ
とですので、すぐに始めてもいいのではないかと思われるわけですが、通信系の方がど
のようにリアクションをされるのか興味あるところです。もちろん、一般ユーザにとって、
アクセス警告をオプトアウトするということと、VPNを使ったりしてブロッキングを回避す
るということとの間に、容易さにおいて差がないと言えるかどうかについては若干疑問が
残るところではありますけれども、やはりアクセス警告方式は大変有意義な御提案と思っ
ております。

もう1つは、通信の秘密と著作権というのは、一方を切り捨てるようなことはよくない
ということをおっしゃる先生もおっしゃっておられましたし、両者の調和が大事ではないか
というのはまさにおっしゃるとおりだと思います。通信の秘密も、著作権という財産権も、
どちらも憲法上の基本的な価値であり、また、基本権でもあるのであって、どちらかが常
に優先する関係にはなく、両者の調整ないし原理間衡量をすべき性格のものだと私も考え
ております。

そうしますと、そろそろ中間まとめ文書をつくらなければいけない段階にありますところ、
このタスクフォースというのは、最初に配られた論点の中でもブロッキングに係る制度
整備を行う場合の論点が半分近くを占めておりますので、ブロッキングについて中間ま
とめ文書に書かないというのはあり得ないと思います。

確かに、政府決定に関して、制度もなしにブロッキングをやるということについては強
い批判があったところでございますけれども、ブロッキングを制度化するために法改正す
るということになりますと、「通信の秘密」と申しまして、そこでは憲法上の通信の秘
密が中心的な問題になると思われま

そこで伺いたいのは、著作権ブロッキングに関して法制度を設ける場合の違憲性につ
いてであります。既に宍戸先生と木下先生の憲法学者の先生から複数の意見書が提出さ
れておりますけれども、これを総合いたします限りでは、いかなる制度であっても、そし
て諸外国にどのような制度があろうと、著作権ブロッキングに関する制度をつくること自
体が常に違憲だとおっしゃっているわけではなくて、内容次第では、例えば、他の手段との
補充性であるとか、あるいはウェブサイトを開設している人やインターネットにアクセス
をする人の手続保障であるとか、あるいは名誉やプライバシーなど他の法益に今後ブロッ
キング制度を拡大するようなことがないとか、あるいはオーバーストッキングの防止であ
るとか、あるいは仮処分であってもいいのかとか、そして対象については、特に悪質な著
作権侵害のサイトに絞るべきではないかと私は思っておりますけれども、そうしたハード
ルをクリアすれば、内容次第で合憲なブロッキング制度はあり得るとお考えだと理解して
よろしいでしょうか。

もちろん、たとえ合憲であってもやるべきかどうかというのは政策の問題ですので、そ

の後さらに議論する必要があるかとか、立法事実の点も問題になると思いますし、また、著作権侵害を理由とする差止請求の相手方が、ヨーロッパみたいに「媒介者」一般に拡大してしまっている点も問題になると思いますが、憲法上の観点として、ブロッキング制度を設けるということ自体については、先ほど述べたような理解でよろしいでしょうかということについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○中村座長 お願いします。

○宍戸委員 お答えすることと同時に2巡目でもよろしいですか。合わせて3分で済ませたいと思いますので、議事進行を円滑にするということで、できるだけ中村座長に御協力したいという趣旨でございます。

今、上野先生からの私に対する御質問は、そのとおりでございます。その意味で、今、資料1の論点整理に書かれている憲法上のことについての記載というのは、ひとまずはこれでよろしいものと私は思っております。そして、さらに政策的な判断が別途あり得るし、比較衡量をきちんとやる必要があるということだろうと思っております。

まず、これが上野先生に対するお答えでございます。

それに関連して、資料1で先ほど山本先生から6ページの記載について御指摘がございましたが、これは私のプレゼンテーションで非常に駆け足で申し上げたことを、事務局のほうでお書きいただくときに苦心されてこうなってしまったのではないかとということですが、私が本来申し上げたかったことは、こういうことでございます。

何かブロッキングの手続を定めるときに、訴訟か非訟かどちらか、ブロッキングのために都合のいいほうを選びましょうということではなくて、訴訟の場合には権利義務の存否を確定するという手続は、必ず訴訟でやらなければいけない。そうでなくて、非訟手続として構成しているのだけれども、実質的にはそこで権利義務の内容を形成するのではなく、存否を確定するようなことになってしまうということであると問題ではないか、こういうことを申し上げたかったところでございます。そういう方向で、あとは山本先生に検閲をしていただいて、表現として適切なように記載していただければいいのではないかとということでございます。

もう一点申し上げたいことは、林先生から、通信の秘密について大変立ち入った、しかも、正当な御指摘、御意見がございました。

先ほどのヤフーのメール解析のことは、私、前回、総務省から答えるのではないですかということを申し上げた記憶がございますが、それを措きまして、林先生御指摘のうちの1つは、通信の秘密についての正当業務行為という場合の正当とは何かという論点が、まず、ここには柔軟な解釈ということについて1つあり、その限界を超えているので、立法でいけるかどうかという議論をしているのだらうと思っております。

2点目は、林先生から提出いただきました高橋郁夫先生の御論文というのは大変有名な論文でございます。通信の秘密について立ち入った議論をしている方というと高橋先生

という感じで、私もよく勉強させていただいているのですが、ここで議論の前提になっているのは、やはり通信主権をどう確保するか。その観点から、国内通信と国際通信を分けるか、分けないか、非常に大きな論点がここに潜んでいた上での高橋先生の御見解であり、利益衡量だと思っております。

そして、このようにインターネットにおいて国際通信と国内通信を分けるかどうかというのは、まさしく憲法政策上の問題として、あるいは今後の日本社会、Society 5.0等々、現政権も進めているようなインターネットの秩序に日本国がどうかかわっていくか、これ自体非常に大きな論点でございますので、そういう議論をこの場なのか、今後新しくできる場なのか、あるいはしかるべき場所なのかわかりませんが、しっかりしていかなければなかなか簡単にも言えない。こういう点に注意を促したいと思うところでございます。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

では、丸橋さん、お願いします。

○丸橋委員 福井先生と初めて意見が合った点がありましたので、確認をさせていただきます。

エビデンスについて検証が必要という点については、当然やらなければいけないと思います。

それから、国際司法共助について、留意するという書き方はいかがなものか。政府としてサイバー犯罪条約の枠組みをもう少し活性化させるだとか、そういうことはできるはずなので、それをやって、国際刑事共助の枠組みをもっと使うという方向でやっていただきたいと思います。

江崎委員代理から、ブロッキングはオプションから外そうという意見がありましたが、私はそこまで過激ではないのですけれども、中間まとめ骨子（案）の中で、最後のページです。「アクセス制限に係る措置」と「その他の今後の課題」とあるのですけれども「ブロッキングに係る法制度整備について」は、ここまで意見が割れていれば、その他の今後の課題に落として、逆に、アクセス制限についての宍戸先生の提案もありますけれども、時間はかかるかもしれませんが、著作権を侵害する静止画のダウンロードの扱いというのは、アクセス制限に係る措置とカップルとなる措置として、格上げすべきでないかと思っております。

以上です。

○中村座長 森さん、お願いします。

○森委員 ありがとうございます。

続きのお話をさせていただきたいのですが、資料1をごらんください。

これは前回の論点整理を書き改めてこういうことになっていると思いますけれども、冒頭の部分は同じなので「（1）諸外国における制度について」で「検討会議においては、まずブロッキングに関する制度整備に係る議論の参考情報として諸外国（アメリカ、カナ

ダ)」と始まりまして、本文の6行目、これこれの「手法が採用されている状況にあることを概観した」ということになっています。

詳細については、オーストラリア、韓国、イギリス、ドイツとその他ということなのですけれども、これは全部ブロッキングを実施している国なのですね。諸外国の中にアメリカも入っています。

資料9をごらんいただきたいのですが、9ページです。「SOPAについて検討すべきではないか？」ということですが、第1回で緑の引用のところが間違っていて、第5回の事務局資料の8ページも消していただいて、資料のタイトルが「法制度整備に係る論点整理」です。大変失礼いたしました。

中身は、今の資料1と同じ。その部分を抜き出して点線囲みで書いているわけなのですが、この中のアメリカに関しては、御存じの方は御存じですけれども、ブロッキングの法案が提案されて、さんざんな議論があって、それを紹介しないというのは、私はどうなのかなと思ひまして、このままだと「概観した」ことになって終わってしまうということです。やはりそういうところに進め方の公正さというものがあるわけですし、何でアメリカの議論だけされないのかわからない。もう論点整理も出だし、中間取りまとめ骨子も出だし、この会議ももう終わってしまうわけですね。

10ページ目で、SOPAとは何ですかということで、私も知らないのですが、オンライン海賊行為防止法案というものです。ブロッキングの法制度ですね。福井先生の本から、これはまさに名著です。

1をごらんください。どんな内容か。「海賊版の映像や音楽を載せた海外サイトへのアクセスの遮断を、日本でいえばニフティのような接続業者(ISP)に命令することができる」。それ以外にも3のような「ネットの検索結果から削除するよう、グーグルなどに命令できる」。そういうパッケージの法律だったようです。

私は中身は知らないのですが、悲しいことにウィキペディアから引用してきています。こんな検討会で、専門家がウィキペディアで報告するなんて悲しいですよ。アメリカのことも何もわからないまま、もう終わってしまうのでね。私もわからないなりにウィキペディアで調べました。

12ページ、13ページをごらんください。

ウィキペディアですから私が読んだところを御報告するだけなのですが、12ページの上の部分は、名誉棄損、プライバシー侵害に展開するのではないかという横展開のことを問題視している。

12ページ下は「大学の先生がインターネットの中心にあるオープンさや情報交換の自由さを衰えさせる。そしてそれはアメリカ合衆国憲法修正第1条に違反する」。

13ページ、これは労働組合からですが、それは大丈夫だ。表現の自由に対する侵害はそんなに大きな問題ではない。むしろ知財を保護することのほうが大事だという意見ですね。まさに日本と同じような議論をしているわけです。

14ページ、どうなったかということですがけれども、1ポツのところは提案、2011年10月ですけれども、これに対して2ポツ、ネット企業、消費者団体が大反対をして、インターネットの画面を真っ黒にするような抗議行動をやりまして、4ポツ、オバマ政権は、インターネット検閲、技術革新の抑圧、インターネットの安全性低下につながる法案は支持しないという意見表明をしまして、5ポツ、議会は法案の無期延期を発表ということになっていますので、アメリカではさんざん議論をしてポツになっているということです。

このまま海外の議論は終わりました、資料1のように、海外のことを「概観」して、それを参考に具体的な制度をつくらうという話になっていますので、私は、なぜSOPAの議論をここでしないのかということをお願いしたいし、それが私が申し上げている進行の疑わしさであるということです。

以上。

○岸本参事官 事務局のほうから森先生の御疑問にお答えしたいと思います。

○森委員 どうぞ。

○岸本参事官 実は資料1の2ページ目の上、ドイツの後ろに「【その他】」で「(P)」と書いてあります。はっきり書けなくて申しわけなかったのですがけれども、ほかの委員のほうからも、アメリカについてぜひ知りたいという御指摘をいただいております、きょうは少し間に合っていないといいますか、どなたにお聞きすればいいかということをお調べしているところでございます。

ただ、きょう森先生のほうからいろいろ詳しく御紹介いただいているので、これ以上の情報がお話できるかどうかの確証もないのですが、次回には間に合わせる形で、アメリカについての状況も、議会でどういった議論が行われていたのかということについて、お知らせするようにしたいと思います。

それから、先ほど42カ国の話を御指摘いただいております、基本的にこちらは出典も書いていただいておりますけれども、8ページ目に書いてありますように、去年の9月の論文ですけれども、その情報に基づいて事務局のほうで、制度がある、制度はあるけれども運用されていない国もあるということをお知らせしておりますけれども、そのほかの論文も調べておきますと、実績なしの国とされていた15カ国の中には、例えばオランダですけれども、去年の9月の論文に基づきますと実績なしになっているのですが、実際著作権法の中で26条ということですが、ブロッキングについて、アクセスプロバイダに対する請求権の規定ですけれども、それに基づいて下級審判決なども出ているということも確認しておりますので、全ての国についてどうかということについては、再三申し上げますけれども、基本的に去年の論文に基づいた情報しかないわけですが、一部の国においては、ホスティングプロバイダに対しての規定だけではないことは確認できておりますということをお答え申し上げます。

○森委員 ありがとうございます。

私が問題にしているのは、「42カ国で実施されている」と書かれていたもので、15年間実

績がなかったものもあるようなのですね。事務局の御認識としてそうなのですね。もしかしたらオランダは違うかもしれませんが、ドイツも違って来たわけですがけれども、それは14でも13でも10でもいいと私は思うのです。そういうものが「実施されている」の中に入っているのはどうなのか。それは私にはわかりませんが、それを「実施されている」のところに入れてしまうという評価がどうなのかということです。

アメリカについてはありがとうございます。ぜひとも教えていただければと思いますが、私がここで問題にしたいのは、アメリカのことが出ればいいという話でなくて、議論の順番ですね。海外の法制度を調べました。論点整理が出ました。ブロッキングに係る法制度整備を行う場合にはこうしましょうという本日の資料1のようなものも出ました。しっかりと書かれています。そこにオーストラリア、韓国、イギリス、ドイツとなっていますけれども、こういうものが出てくる前に、アメリカのことも一緒に外国の制度として議論しておくべきなのではないですか。

それとも、まさに本日の会議で問題になっているように、法制度を整備すべきかどうかということをごここで大々的に問題にするのだという御趣旨で、アメリカのことを後ろ回しにされたのだっただけいいですよ。しかし、今の御説明だとそうでなくて、ほかの委員からもアメリカのことを知りたいという希望があったから専門家を用意しますみたいなお話なので、私が申し上げたいのは、その順番の問題です。

○江崎委員代理 まさにそのとおりで、私どもが指摘しておりますが、それがちゃんと最初のところで言われないこと、それが文章になっていないことがとても問題だと思います。これはパブリックに出る文書であり、全国民が見る文書において、誤解を招くような表現を、わかっているにもかかわらず書いていない、それを言っていないということが非常に問題であると思います。

○中村座長 これをどのように取りまとめてパブリックに出す文書にするかというのは、まさにこれからそのような意見を皆さんにお出しただいてまとめていきたいと思っておりますので、どのような文章にすればよいのかということも含めて、今後お出しただけると助かります。

では、先に立てていただいていた後藤さん。

○後藤委員 資料2の中間まとめ骨子（案）でございます。2ページ目の「著作権教育・意識啓発」の点でございますけれども、先ほども触れましたが、やはり教育というのは非常に重要だと思います。いわゆる知財教育という部分で、今回仮に法制化ということでサイトブロッキングということになれば、今まで以上に教育というものを重要視して、丁寧に国民に知ってもらうということが必要だと思っております。

ついでに、ぜひとも政府に専門のワーキングをつくるかも含め、専門担当官、そういう方も含めて、広報・啓発をしっかりやるということを御検討いただきたいと思っております。

我々民間といたしましても、CODAを初め、警察庁に御指導いただいている不正商品対策協議会、各団体、その辺は十分に努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひとも政府で広報・

啓発・教育という部分、ここは文化庁しか書いてありませんけれども、政府ということで御検討いただければと思います。

以上です。

○中村座長 立石さん。

○立石委員 ありがとうございます。

川上さんは、今回ゆっくり時間がなかったもので、文字だけにしてわかりにくかったと思います。さらにもう少し詳しいものとして出そうと思いますので、少しお待ちいただけたらと思います。

それと、協調だとか総合パッケージという話がいっぱい出てくるのですが、資料1の5ページの(5)のところだと、もう犯罪者扱いされているのですね。書き方としてこうしかないのかもしれませんが、言葉が悪いですが、これだとけんかを売られているとしか思えないということが、まず1点あります。

それで、パッケージとかいろいろな話が出てくるのですが、著作権者あるいは出版社側から、我々はこういうものを海賊版対策としてやりますという具体例あるいはもうやっていますという話が余り聞かれない。

丸橋さんからの御指摘もありましたけれども、著作権者ゼロでやっていて本当にいいのですかということが、私の疑問としては大きくあります。著作権者の団体をつくるという話もございませんし、例えばJASRACさんみたいな音楽団体の場合は、ここでこうだからとすぐにわかるような感じの組み立てができていますけれども、そういうものが全く出てきていない。

森先生の最後まで語られていない韓国のことなのではと思いますが、私も若干調べました。韓国のことについて、資料1の1ページ目の下から若干触れられていますけれども、これはブロッキングすることだけに関してであって、実際に韓国でどのようにされているか、私が少し調べただけで、まだ行ってもないのですけれども、相当著作権教育をやっているらしい。

今、政府に参加とあったのですが、権利者団体だけで、自分たちのお金で市民キャンペーンというものを実施する。著作権委員会も一緒になっていることがあるらしいのですけれども、やっている。それから、海外運用中の不法サイトを集中モニタリングして、みんなで一生懸命倒す。著作権違反は明確な犯罪ということをキャンペーンするということもやっている。ですので、韓国のほうは、実際にブロックしている数は、実はそんなにないのだということになっているのですけれども、この中には誘導的なのかどうかわかりませんが、資料1の中にはそのことについて全く書かれていないし、調査もされていないという状況です。

こんな状況の中で、本当にパッケージ対策ができるのですか。ブロッキングにしる、フィルタリングにしる、あるいは宍戸先生がおっしゃっているアクティブにしる、単純に通信事業者がやることばかりが語られているだけで、本当にやる気があるのですかとしか思

えないというきょうの感想を述べさせていただきました。

以上です。

○中村座長 川上さん、お願いします。

○川上委員 宍戸先生の案についてコメントをさせていただきます。

私が資料を拝見する限り、基本的にはDNSブロッキングと全く同じ仕組みで実現するものだと理解していますけれども、よろしいでしょうか。

その上で、この方式では効果が非常に薄いということを申し上げたいと思います。私自身ネットユーザーですので、ネットユーザーの肌感覚というのはわかるのですが、普通、ネットユーザーは、同意をしますかということに関して、まずほぼ同意をしません。それは海賊版サイトを見たいからでなくて、そういうよけいなものが入るものを嫌がるからなのですよ。

ブロッキングを普通に行う場合ですと、それを回避するユーザーというのは公言すると、ネットでは違法行為をやる人間だとしてたたかれます。ですが、この方法で行う場合は、お前は同意をしたのか、ばかではないのかということで、善意を持って同意をしたユーザーをばかにするような風潮が起こるのが容易に想像できる。

ですので、DNSブロッキング自身はそれなりに負担もかかることですので、同じやるのであれば、やはり効率のいい方法を検討していただきたいと思います。

もう一点、丸橋委員の資料のほうで、電子出版権について、出版社は本当に持っているのかという疑問が掲げられていましたので、これは誤解であるということを上申したいと思います。

角川の場合は、現在出版されているものは、ほぼ電子出版権を持っております。方針として、海賊版対策とかに必要ですので、例外はありますけれども、基本的には電子出版権は持っております。ほかの出版社について私から語るのはおかしいのですが、恐らく他社も、大手のところは同じような状況ではないかと思っております。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

では、順に、山本さんが上がっています。

○山本委員 先ほど宍戸委員からいただいた資料1の6ページの「(ブロッキング請求権の行使に係る裁判手続)」の上のポツについてクラリファイしていただきました。そうすることであれば宍戸委員の御指摘のとおりで、つまり、権利が既に実体験として存在している以上、それについて非訟事件でその存否及び内容を判断するというのが憲法違反になる。私の理解では、憲法32条と82条が最高裁の判例で引かれることが多いと理解していますが、憲法違反になるというのはそのとおりなのだろうと思います。

ただ、私は、このペーパーの理解として、4ページの「(3)ブロッキングを実現するための手法について」と書かれていて、そのうちの「①ブロッキング請求権及びこれに対応するアクセスプロバイダのブロッキング義務を設ける手法」と書かれていて、(3)

の最後の2行を見ると、①を前提としてその後の文章が書かれていると理解しております、つまり、請求権が既存であるということではなくて、この法律で設けるのだという理解を前提にして、先ほどの裁判手続の議論がされていると理解をしております。

そのように新たな請求権を法律でつくる場合に、それをどのような手続で判断するかということについての立法裁量といいますか、そのつくり方というのは、比較的余地が大きいのではないかと私は理解をしております、そういう意味で、この上のポツについて、ややその書き方に疑問があるということをお願いした次第であります。

もう一点、別のことですが、資料1の整理の中で、保全処分のこと必ずしも触れられていないと思っております、これまでの御議論の中では、緊急に治療と出血をとめるという御議論がかなりあって、恐らく訴訟手続でつくとすれば、保全処分が主たる主戦場になるのではないかと気がするのですが、保全処分のつくり方というのはかなり考える必要があるのだろう。

特に第三者、利害関係人の手続保障などの問題について、保全処分の中でどのように諮っていくのかというのは、なかなか難しい問題があるように思っており、このあたりも慎重に考えていく必要があるのではないかと考えております。

私からは以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

現時点で林さん、瀬尾さん、宍戸さん、上野さん、長田さん、森さん、吉羽さんの札が上がっております。今、福井さんも上がりました。そこまではこなしたいと思います。

林さん、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

上野先生からの御質問に対して、宍戸先生がそのとおりとおっしゃってくださったことで大変議論が明快になったと思います。正当業務性について、私がヤフーのメール解析や総務省の研究会資料を引用したのは、総務省は解釈で正当業務として違法性が阻却される例外を認められてきているということをお願いしたかったところでありまして、決して本件について正当業務として認められないという趣旨ではございませんので、それはコメントしておきたいと思っております。

そして、このこと自体、解釈として認めるのか、それともアメリカやドイツのように、法律の通信の秘密の例外となる正当業務を法規において明示していくかという点は、今後検討していくべき問題であると思っております。

以上です。

○中村座長 瀬尾さん、お願いします。

○瀬尾委員 先ほど世界各国のものは参考状況であるということをお願いしましたがけれども、1つだけ学ぶことがあると思っております。つまり、これだけ制度があるのに実際に実績がないということですね。どういうことか。つまり、サイトブロッキングを望む方たちの意見も確実に存在しているために制度は設計された。しかし、実際の運用に当たってそこに

至らないで解決した、もしくはほかの手段が有効だったので使われなかったのかもしれない。ただし、これは2つの全く異なる考えを中和させて、両立させた1つの知恵だという理解もできると思います。

ですので、ことし1回サイトブロッキングの指令が出ました。ですけれども、これはあけてしまった箱ですし、効果もあったとすると、これをいかに今後制御するのかがほうが大事だと私は思っています。

つまり、サイトブロッキングに御懸念のある方がたくさんいらっしゃるとうると、制度化をしないでこのままのほうが御懸念は増大すると思います。逆に、運用に関してきちんと関与できることを担保すれば、制度はあったほうが、多分皆さんの意見は合致するだろうと思います。

ですので、先ほど申し上げましたように、正しい、正しくないではなくて、どのようにして前に進めるか、解決策を見出すかであり、ISPさんと権利者側の協力は不可欠とすると、一体になって運用を行う手段の中に、きちんとルールを決められたサイトブロッキングのような手法があることが、一番合理的かつ多分御懸念を払拭する方法なのではないかと思えます。

したがって、このまとめの中に、サイトブロッキングについてはきちんと明示をしていくことが必要だと思えます。ただ、それとあわせて、組織と運用に対してのきちんとした指揮系統の明示もされないと、これについては片手落ちではないかと思えます。多分ここが報告書の中でポイントになるのではないかと考えます。

以上です。

○中村座長 宍戸さん、お願いします。

○宍戸委員 私、3巡目になりますけれども、よろしいですか。

○中村座長 はい。

○宍戸委員 それでは、手短に申し上げます。

山本先生、林先生、ありがとうございました。そういう御趣旨であろうかとそれぞれ思いましたし、私も同じような認識を持っております。

その上で、まず第1点に、川上さんのほうからアクセス警告方式は効果が薄いのではないかというお話がございました。一応約款で同意をとってというのは、ポジションを逆にする。つまり、お前は外したのか、格好悪いねという雰囲気、仮にですが、静止画ダウンロード違法化とか、なんらかの強いメッセージを出すとか、日本最強のインフルエンサーである川上さんのほうでそういうネット世論をつくっていただくとか、全体でそういうことを掛け合わせていくと効果が出るのではないかということでございます。

しかし、もちろんそれについて効果が低いのではないかという議論も当然あると思えますので、これについてより議論を深めていただきたいというのが私の申し上げたいことでございます。

これに関連して2点目でございますが、後藤委員から御指摘のありました著作権教育・

意識啓発でございます。私、出版広報センターの方がおいでになったときに申し上げたと思うのですが、まさにこういった著作権教育・意識啓発を行う上で、ユーザーに一番近いところにコンタクトしているようなプラットフォーマーでありますとか、コンテンツプロバイダとか、あるいはアクセスプロバイダの方とか、いろいろなインターネットの世界にいる人たちが、こういう権利者の方あるいは出版社の方の著作権理解促進に協力していくといった取り組みをしたらいいのではないかと申し上げたところ、余り進んでいないような気もするのですけれども、こういったことが必要である。

そして、そういった取り組みも、恐らく瀬尾委員がおっしゃっておられるような、司令塔になるような、全体を見渡して、それぞれの効果の施策の実効性とか組み合わせというものを判断する、まさにそういった組織が必要だろうと思っております。

3点目は追加でございますが、ここでのパッケージの中に、立石委員から御指摘のあったアドブロック、フィルタリングの組み合わせであったり、プロ責法についてどう考えるか、例えばこういったものも課題として入ってくるのではないかとということに言及させていただきたいと思えます。

以上です。

○中村座長 長田さん、お願いします。

○長田委員 今、宍戸先生もおっしゃった川上さんの先ほどの同意のところについて、まず一つ申し上げたいと思えます。

宍戸先生もおっしゃいましたけれども、同意したことが格好悪いという御発言をなさるのがとても残念で、そういう方を生み出さないためには、まず、やはり正規版の大変見やすいコンテンツが存在していて、そこにアクセスすることが作者とつながっていくということをきちんと伝えていく。それが教育にもなると思えますし、啓発ということだと思いますけれども、それをやりながら同意ベースで、フィルタリングにしる、警告にしる、やっていくというのがあるべき姿ではないかと思いました。

教育とか意識啓発については、先ほど後藤さんだったか、ブロッキングという制度が必要だと思っちゃったと思うのですけれども、それがなくても、今すぐにより広くやるべきことであり、まずやれるところから取り組むというところから言えば、まず一番ではないかと考えています。

以上です。

○中村座長 森さん。

○森委員 ありがとうございます。

先ほどの瀬尾さんの御意見は私の申し上げたことと関係しますけれども、15カ国で実績がないのはなぜか。法制度整備はされているけれども運用はされていないのだ。そもそもそういう前提に立つことが怖いわけですね。15年間一件もないわけですから、法制度整備されているかどうかかわからない。それなのに法制度整備されていると資料に書かれてしまいますし、瀬尾さんのような御意見も出るわけです。もうどうしても法制度整備されてい

ることになる。

資料9をごらんください。15ページ目です。ページ番号を振っていないので14ページの次ということですが、どうしてもブロッキングを法制度化する以外ないとしか受けとめられない御意見なので、これについて申し上げます。

16ページ、お名前を出してまことに申しわけありません。前回の野間さんの御意見の要旨です。私の理解ですので、間違っていたらお詫びの上訂正させていただきます。

ブロッキングが行われている韓国の出版社と話す機会があった。その出版社では、昨年来3件のサイトを申告して全部削除された。

彼らの言う課題は2つ。1つ目は、通告してから実行までの期間が1カ月もかかってしまうこと。正直なビジネス感覚だと思う。1カ月も放置されたままだとやっつけられない。2つ目は、次から次へと海賊版が出てくるということ。

韓国は電子漫画が発展しているが、これは違法行為をきちんと取り締まれているから。日本は十分ではない。

総合的な違法サイトへのアクセス制限を支援してほしい。

韓国に負けまいと思っているということですが、おめくりいただきまして、趙先生の御報告では、韓国は行政型ブロッキングでしたね。私はそれで初めて知ったわけですが、検閲です。ですから、当然申し立てから削除までの期間も短いし、次から次に海賊版サイトが出てきても対応できるのでしょう。

しかし、遮断の効果だけを考えてこれを見本にしろというのは、日本の考え方とはかけ離れていますし、論外です。

いろいろな御意見があつて当然だと思いますけれども、特に表現の自由が生命線であるはずの出版社の御意見とは思えないということを申し上げておきたいと思ひます。これが1点。

それから、おめくりいただき、少しお話は変わりますが、EFFというアメリカの非営利組織、広く言えば消費者団体です。これが日本のブロッキング法制化についての警告をウェブサイトに掲載していますので、御紹介したいと思います。

20ページ、私のつたない訳ですが、こんなことが書いてあります。

EFFから日本へ。2018年7月13日。

著作権侵害への対策としてのウェブサイトブロッキングは、紙で手を切ることの対策として、手首の先を切り飛ばすようなものである。確かに、もう紙で手を切ることはないが、得たものよりも失ったもののほうが大きい。最も新しくブロッキングの提案があつた国は日本であり、我々は照会に応じて、ブロッキングが著作権侵害への解決策としてひどいものであることの理由を述べる。

著作権侵害、特に漫画への対応として、日本政府は国内から特定のウェブサイトへのアクセスできなくすることの提案について検討を始めた。我々は、以前にもこのようなものを見たことがある。最近ではEUの13条だ。

我々は、日本のこの提案に対して、ウェブサイトブロッキングはアーティストとその作品を守るという目的に対して効果的ではないということを説明する。

第一に、それは簡単に回避される。第二に、多くの適法な表現を制限することになる。ウェブサイト全体のブロッキングは、適法なコンテンツと違法なコンテンツを区別せず、双方を禁止するものだ。政府によるブロッキングとフィルタリングは、しばしば国内外の表現の自由の原則を侵害するものであるとされる。

我々はまた、優れたインターネット技術者たちの調査結果を提供しておく。これはウェブサイトブロッキングを可能にしようとした米国の提案に対して行われたものである。彼らによれば、ウェブサイトブロッキングはネットワークのトラブルとセキュリティー上の問題を招くものなのだ。

多くの研究によれば、ネット上の著作権侵害への対応策として最善のものは、簡便で適法な他の方策をとることである。こちらはブロッキングのように適法な表現を罰することがないという利点がある。

ごく簡単に言うと、ウェブサイトブロッキングは機能せず、表現の自由を侵害し、インターネットを破壊する。日本はこの道を進むことなく、他の実績のある選択肢に目を向けるべきである。

以上です。

○中村座長 吉羽さん。

○吉羽委員代理 ありがとうございます。

ただいまの森委員の発言と立石委員の御発言、二号出版権についてということの3つをお話ししたいと思います。

前回、野間が発言した内容の趣旨は以下のとおりでございまして、韓国に負けないようにというのは、日本も何らかのアクセス制限手段などを持たなければ世界のコンテンツビジネスに伍していけない。日本が進めているコンテンツ産業の国際競争力が減退しかねないということです。

韓国の例を挙げたのは、実際にサイトブロッキングが実施された場合、どれぐらいの実効性があり、また、どういった問題点があるかを紹介するためでした。

この発言については、前置きとして「必ずしも韓国のやり方がいいかどうかはまた別の話として」ということを言わせていただいておりますので、御記憶にあるかと思えます。

これまで申し上げますとおり、海賊版対策はアクセス制限を可能にすることも含めた総合的な対策が必要であるということで、サイトブロッキングはその1つであるということ。また、その場合は司法型であるべきだと考えております。

何とぞ御理解いただき、限りある時間の中で実りある議論を進めていきたいと思えます。

また、立石委員から、権利者が何もやっていないかのような御発言がございましたけれども、これもこれまで野間が御説明差し上げているとおり、講談社としても大量の削除要請を行ってきておりますし、捜査にかかわる内容は詳細を控えさせていただきますけれど

も、被疑者の調査であるとか、警察への情報提供であるとか、こういったことはさせていただいております。

それから、第1回、第2回と、参考人の皆様、テレビ東京の川崎さん、ソニーミュージックの今野さんからも、これまで侵害対策を権利者としてやってきているお話、それから、まさに漫画家の先生である三田先生が意見を述べられておりますし、漫画家としては対策を出版社に任せているのだという御発言もあったかと思えます。CODAの後藤委員からは、海外警察との連携によって逮捕のあった実例もあったということが紹介されておりますので、これで十分ではないかと感じております。十分というのは、既に御説明をさせていただいているという意味でございます。

また、著作権法、二号出版権のことがございましたけれども、2015年に改正著作権法が施行され、私どもではそれ以来ほとんどの場合、二号出版権を設定しております。例外がございまして、ほとんどと申し上げたのは、例えば翻訳もの。そもそも出版権というものが無い翻訳ものに関しては例外になりますし、また、作家によって複数の出版社から電子版を出したいという御希望をお持ちの皆様は、特定の出版社に出版権を設定しないということがありますので、こういった例外については配信許諾契約ということになります。

ありがとうございました。

○中村座長 上野さん、お願いします。

○上野委員 3点あります。1点目は、森先生が御指摘になった2点についてでありまして、そのうち1つはアメリカの取り扱いについてですけれども、現在のところアメリカはブロッキングではなくドメインの没収などによって問題解決をしているということですので、この検討会議の最初の検討対象には含まれなかったものと私は認識しております。

また、42カ国は本当かという点につきまして、スライドの7ページ目では「実質的には、『ホスティングプロバイダに対して削除を求めることができる』という規定なのではないか？」と書かれておりますけれども、まず、EUの情報社会指令は2003年ではなく2001年で、その後、2004年にエンフォースメント指令ができておりますけれども、これは、自己のサービスが第三者の侵害行為に用いられる (whose services are used by a third party to infringe a copyright or related right) 媒介者 (intermediaries) に対する差止請求を設けるということであり、そして、アクセスプロバイダも媒介者に含まれると解されておりますので、ホスティングプロバイダに限られるということではないかと思えます。また、この十数年間実施例がない国があるのはその通りですが、2003年にブロッキングに関する明文規定である97A条が導入されたイギリスでさえも、2011年に至るまで実際にブロッキングを命じた判決はありませんでしたので、ブロッキング制度がないと理解していいかどうかというのは問題になるかと思われまます。

もちろん、42カ国でブロッキング制度が導入されているという事務局の資料は、遠山友寛先生等が書かれたコピライトの論文をもとに、先ほどの情報社会指令8条3項に基づいて第三者の侵害に用いられるサービスを提供している仲介者に対する差止請求が導入されて

いる国を含めて42カ国あるとしたものであり、それで、ブロッキング制度を導入していると断言してよいのかという点は問題になるところかと思いますが、資料自体はそのような趣旨かと私は理解しております。

2点目に、丸橋先生から口頭で「2号出版権、電子出版権に基づいてブロッキングをしたいという話が本日もありましたけれども、本当の権利者はどこに行ったのか。権利者の皆様をまとめることができずにブロッキングをやるというのは、言語道断だ」という御発言がございましたけれども、出版権というのは著作権の一部を切り出して排他的な権利として付与するものでありますので、言ってみたら著作権を一部譲渡しているのと同じようなものです。著作者は、出版権を他人に設定すると、著作権者ではあっても自らは出版できなくなるわけですので、ネット配信に関しての排他的な権利を持っているのは2号出版権者ということになります。ですので、もし著作権者についてブロッキングを認めるというのであれば、2号出版権者について認めるということも妥当ではないかと思えます。

3点目に、宍戸先生のアクセス警告方式につきましては、どうも権利者からの実効性に関する評判が余りよくないようなのですけれども、私自身は積極的に検討されてしかるべき御提案と思っておりますので、通信事業者にかかわる立石委員や前村委員あるいは森先生の御意見というのも、ぜひ聞いてみたいところでございます。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ここまでこなすと申し上げて御指名した方々は終わったので、そろそろラップアップに向かいたいと思えますけれども、今、札が上がっている方が、長田さん、江崎さん、川上さん、福井さん、丸橋さんとおられます。森さんも。

では、丸橋さん、森さんを先にやりますか。そこまでとしたいと思えます。

では、丸橋さん、お願いします。

○丸橋委員 私が書いたのは、2号出版権を持っていない場合についてまで、村瀬参考人がブロッキングを請求したいと書いてあったから、そのエビデンスが足りないという趣旨でしたので、上野先生は少し誤解されているのかなと思えます。

以上です。

○中村座長 森さん。

○森委員 済みません。全然意味がわかりませんでした。

前半の42カ国の話ですけれども、私、制度が導入されているかどうかは全然知らないわけですよ。ですけれども、ブロッキングが導入されているとはっきり書いてあるので、そう書いていいのですかというのが私の趣旨です。ですから、それはよくわかりませんでした。

SOPAの話も、ドメインの没収で対応しているからいいのだという話になったのでみたいなお話でしたけれども、ウィキペディアで私が調べた限りでは、反対運動は全くそんなものではありませんでした。ドメインで没収されているのにこんなことを言うのはけしから

んみたいなことは全然書いていませんでしたので、もし、そういう議論で私が文脈を間違えているのだったら、きちんと教えていただきたいと思います。

○中村座長 江崎さん、お願いします。

○江崎委員代理 重要な点として、通信事業者としてインターネットというのは、自立と分散と協調の3つが非常に重要であり、ブロッキングを法制化したときに、日本のDNSインフラが、この3つができなくなる可能性を持っているということを何回も言っております。

特に法律化された場合のポイントとしては、総務省が事業に対する許認可、通信事業法としての観点を持っております。その状況で要請がされた場合にISPキャリアは、余り言いたくないですが、付度をします。付度をしなくてはサービスを放棄します。これが先ほど申し上げた問題です。

もし、これが法律化された場合にDNSサービスをやめたいという方がいらっしゃるというのは、この意味でございます。

以上です。

○中村座長 立石さん。

○立石委員 ドメイン没収の話があったので、間違えられたらと思いますので簡単に。

アメリカだから全部ドメインを没収できるわけではなくて、各国に、あるいはレジストリと言われる管理する団体に全て預けられていますので、ドメイン没収で解決するのであれば、日本もドメイン没収をやればよいという話になりますし、それはそんなに簡単な話でないということだけ申し上げておきます。

○中村座長 では、川上さん、お願いします。

○川上委員 宍戸先生からインフルエンサーとしてすごく評価していただいたのですが、私、この議論にかかわって、パブリックイメージを大きく毀損しております。それにも関わらず正しいことだと思ってやっているんだということを述べさせていただきたいと思います。

宍戸先生の案なのですけれども、ほかにも問題があると思っております、やはり長い間では回避されて効果がなくなってきました。そうすると、P53Bだとか、Public DNSをとかをどのようにして対応していくかということは、やはり考慮せざるを得ない。その対応をするときのコストというのは、この方式だと高いのではないかと思います。

それと、ネットユーザーは確実に大批判をしますので、私は余り得策ではないのかなと思います。

以上です。

○中村座長 では、福井さん、お願いします。

○福井委員 森先生から拙著を取り上げていただき、恐縮しております。あれを書いたのは6年前でして、TPPのいわゆる知財条項にかみついた本でした。

SOPA (Stop Online Piracy Act) については、その中で話題として書いたのですけれども、それ以上については、私もその後も含めて追えていません。よって、確かにその後の

状況等を知りたいと思います。

多分、アメリカの状況をと云った委員がほかにもいたというのは私のことかと思うのですが、この内容に関しては、御指摘のあったドメイン没収の内容とか、あるいはその結果として海賊版を現実抑えられているのかといった実態も含めて知りたいと思います。とかくマニフェストの応酬になりがちなの場のよう感じますけれども、あくまでもデータ、ファクト重視で進むべきと思うのです。

その点で、実績ということについて言うと、瀬尾さんがアクセス遮断の実績がないのはとちらとおっしゃったけれども、第1回の事務局資料によれば、アクセス遮断を現実に行っている国は24カ国存在しているそうですので、その点も注目していくべきかなと思います。

ただし、たとえアクセス遮断の法制度が入るとしても、他の現実的な対策がない場合に絞るべき。このように私は考えています。

最後に、宍戸先生のおっしゃったとても大事なこととして、海賊版を見ている、フィルタリングを外す、お前、格好悪いなという風潮を広めていくことは、まさに本丸だろうと思います。

ありがとうございました。

○中村座長 どうもありがとうございました。

きょうのところは、自由討議はこのあたりにさせていただければと思います。

きょうは、瀬尾さんから民間の組織主体でつくるべきだという提案がありまして、宍戸さんも民間の場が必要だとおっしゃったし、江崎さんも会話のチャンネルが必要だとおっしゃって、これも1つの論点としてあり得るかと思います。

また、立石さんから新しいアドブロックの提案もございましたし、森さんからはアメリカのことなど不足している議論、論点など、ほかにもいろいろと挙げていただきましたので、なおここでの議論が不足している部分はあるかと思いますが、その議論を進めながらも中間的なまとめに進めることができればと思います。

議論の中では、ブロッキングについては内容や条件次第で法制度をつくるべきだという意見もあれば、内容、条件次第で法制度はあり得るという意見もあれば、それはあり得ないという意見もきょうお聞きしまして、全ての意見を尊重したいと思います。

私自身、この会議が始まるころに、ブロッキングありきではありませんと言いながら、同時にブロッキング排除でもないということを申し上げておりまして、もしもやるとすれば、どのようなことを整理すべきかということをご皆さんに議論をいただいていたところですが、きょうのお話で言うと、まずそれは合憲なのかどうかという論点と、技術的に可能、妥当なのかという論点と、さらに政府はそれを政策としてとり得るのかといったところを、今後深掘り、整理をする必要があるかなとお聞きしておりました。

さて、ずっと黙っておられた村井座長、いかがでしょうか。

○村井座長 ありがとうございました。

非常に繰り返しのように聞こえる議論もあるのですけれども、やはり徐々にいろいろな理解が深まっているということで、それぞれの分野の違う専門家の方できちんと議論をしていただいたり、いろいろな指摘をしながら進んでいるというのは大変貴重なことだと思いますので、その意味での議論への参加、感謝いたします。

最初、タイトルがインターネット上の海賊版対策に関するタスクフォースなのですね。したがって、目的は、最初に私が申し上げたように、1つは漫画のコンテンツ、アニメのコンテンツ、こういったものが日本にとってはとても貴重なコンテンツで、これが非常に健全に、もちろん国内のマーケットをベースにして世界に対して発展する。このためにインターネット上の海賊版に対してどういう対策をすればいいのかを考えるために、私たちはこれだけ熱心に集まっていたいただいているのだと思うのですね。

その中で議論をしていくと、やはりこれしかないとか、ほかにもある、そういったブロッキングがいい、悪いという議論になってしまうのですけれども、今、中村議長も言ったように、ブロッキングありきでないというところから出発していて、一方では瀬尾さんから御指摘があったように、環境整備、あるいはやることあるだろう。それから、私、川上さんや野間さんともお話をさせていただいたり、いろいろな御意見を伺っていて、出版社の方もたくさんの方の努力をされているのですね。そして、その打撃は物すごく大きいこともよく存じているわけで、したがって、これをどうやって解決するのかという話だと思うのですね。

そのために、確かに環境整備できることはあるかと思う。このときの参考は、やはりインターネット上で大変大きく発展をして、一方では海賊版に悩まされているほかの2つのコンテンツ領域があるのですね。音楽と映像、この中でどういう環境整備をしてきたかという中には、ブラックリスト、つまり、どこが海賊サイトで、それをとめなければいけないのかという議論もあるのですけれども、どこの権利処理がきちんとできているかというデータベースの整備とか、そういったことが言わばホワイトリストですね。それがすぐにわかるというところから、ビジネスの展開の基盤にもなるし、そういった海賊版対策のためのツールというか、環境にもなるということもあります。

環境でもう一つ大事なものは、これも瀬尾さんを初めいろいろな方に指摘していただいていると思いますけれども、ここにせっかくお集まりいただいているISPの方々と、この問題を抱えるコンテンツの展開を願う人たち、あるいは担う人たちが力を合わせないと絶対に解けないのですよ。力を合わせないと解けないということは、そろそろどこかを入り口にして、できることは何で、やるべきことは何かということを協調的に決めていかないといけないと思うのですね。

もう一つは、即効性というのが議論になっているキーワードなのです。優先度ということの議論もありましたけれども、これをどの順番でやっていくのかとか、今すぐできることは何なのか、今ある環境あるいは技術的な背景の中でできることは何なのか、合法的に、法制度的に進められることは何ですか、これもきちんと洗い出す必要があると思います。

きょうも新しい技術、アドブロックの話も出てまいりましたし、ドメイン名を没収するから動くというなら、mangamura.orgというのは、まさにアメリカのドメイン名の管理者が持っているところですから、それは簡単にアメリカできていたのかもしれないですけども、なぜできなかったのか。やはり法的な問題だと思います。

そういうわけで、最初に報告をされましたけれども、私はこの分析ももう少しするべきだと思いますが、一旦はとまってそれが復活したというデータ、エビデンスも見ていただきました。

そのときにはブロッキングをしたわけではなくて、たくさんの情報として流れたことの意味がそれを解決した部分もあって、つまり、即効性があった部分もあるのです。したがって、こういったことも含めて取りまとめていくことが必要かなと思いました。今後ともよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○中村座長 どうもありがとうございました。

では、最後に、きょうの議論について、住田局長から御挨拶をいただきます。

○住田局長 本日もどうもありがとうございました。きょうは大変ディスカッションの時間が長くとれたものですから、多くの委員の方に複数回御発言いただきまして、ありがとうございました。

事務局の至らなさは、もともと事務局能力が限られていますからと申し上げたとおりで、引き続き皆様方の御協力をいただきながらやらせていただきたいと思います。誤解なきように申し上げておきますと、当方で特定の意図があって、何か恣意的にやっているのではないかという御疑念がございましたけれども、そのように見えてしまうところが我々の徳のなさかもしれません。決してそういうことはございませんので、御心配なきようにお願いしたいと思います。引き続き、オープンなディスカッションをしっかりと進めていきたいと思っています。

きょうの議論の中で、特に宍戸委員からも、いろいろな対策を有機的に結びつけろという御議論がございましたし、運用のところが非常に大事だという瀬尾委員の御意見もございました。また、どうやって二兎を追うかという御意見もございましたし、この点あたりをどうやって全体のパッケージの中で実現していくのかということ、しっかりと中間的な取りまとめという形でまとめていきたいと思っていますので、また9月も引き続き皆様の御協力をいただいて、何とか一つの報告のようなものをまとめていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○中村座長 では、次回の会合について事務局から。

○岸本参事官 次回、第7回の会合ですけれども、9月13日木曜日の午前10時から開催いたします。場所につきましては、今は未定なのですけれども、追って御連絡をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○中村座長 9月13日10時ということでございます。ありがとうございます。
では、以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。